

令和2年6月8日

新潟県柔道連盟 関係各位

新潟県柔道連盟会長

新型コロナウイルス感染症への新潟県柔道連盟の対応について(通知)

新潟県は緊急事態宣言を解除したことを受け、自粛要請を6月1日に段階的に緩和することとしました。また、全日本柔道連盟から6月3日付全柔連発第20-0064号「新型コロナウイルス感染症(COVID)への対応について(通知)」により今後の柔道活動についての指示が出されました。

については、県柔連として全柔連(通知)に沿った段階的活動を進めていきたいと思っておりますので添付の全柔連通知文(全文)を熟知、徹底の上、その対応について遺漏ないようお願いいたします。

記

1 新潟県柔道連盟各段階の活動期間

段階2以降の活動については県柔連ホームページを通じ改めて通知をいたしますので遵守願います。

- (1) 段階1 期間：6月8日～6月21日
- (2) 段階2 期間：めやす 6月22日から7月5日～12日(2～3週間)
段階1の状況を勘案して決定する。
- (3) 段階3 期間：めやす 7月中旬以降(4週間以上)
段階2の状況を勘案して決定する。
- (4) 段階4 時期：めやす 8月中旬以降
降段階3の状況を勘案して決定する。

※ 段階別練習方法を熟読の上、活動すること。

2 当該機関と県柔連の指導内容等が一致しない場合

所属長、当該機関からの指導・指示が当連盟と一致しない場合は所属長当該機関等を優先すること。

3 国、県、市町村、教育委員会、IJF等から出されている留意事項に十分配慮すること。

4 添付資料

全日本柔道連盟から6月3日付全柔連発第20-0064号「新型コロナウイルス感染症(COVID)への対応について(通知)」

以上